

りそな資金集中・配分サービス利用規定

(2023年12月改定)

1. 共通

- (1) 株式会社りそな銀行または株式会社埼玉りそな銀行(以下「当社」という。)は、りそな資金集中・配分サービス利用規定(以下「本規定」といいます。)の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、又は、本規定の変更が、りそな資金集中・配分サービス(以下「本サービス」といいます。)の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は当社ホームページ上の「りそな資金集中・配分サービス利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日(以下「変更日」といいます。)以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、(1)の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。

2. 資金集中サービス

- (1) 表記依頼書記載のとおり、ご指定の振替日(以下「振替日」という。)の業務終了後に、ご指定の振替金額(以下「振替金額」という。)を、ご指定の引落口座(以下「引落口座」という。)から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、当社所定の方法によりご指定の入金口座(以下「入金口座」という。)へ振替えます。
なお、振替済の通知は行いません。
- (2) 振替日に於ける引落口座の資金振替時残高が次の①～⑥のいずれかとなるときは、当日の振替えを取止められたものとします。
 - ①「資金振替時残高を全額振替える」場合・・・資金振替時に残高が無いとき
 - ②「資金振替時残高を一定額単位で振替える」場合・・・資金振替時残高が当該単位額未満のとき
 - ③「資金振替時残高のうち一定額を振替える」場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき
 - ④「資金振替時残高から一定額を控除した残高を振替える」・・・資金振替時残高が当該一定額以下のとき
 - ⑤「資金振替時残高から一定額を控除した残高を一定額単位で振替える」場合・・・控除後の残高が当該単位額未満のとき
 - ⑥「資金振替時残高が一定額以上となった場合に振替える」場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき
- (3) 当社は、表記依頼書記載の内容を遂行するために必要なデータや情報をお互いに授受できるものとします。
- (4) 引落口座、入金口座、振替日、振替金額、その他振替内容を変更する場合、および本契約を解約する場合は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害等については、当社は責任を負いません。その他当社の責めによらない事由により生じた損害について、当社は責任を負いません。

3. 資金配分サービス

- (1) 表記依頼書記載の引落口座名義人が、引落口座取引銀行に別途提出した「りそな資金配分サービス(口座振替)依頼書」に記載の条件に基づいて、表記依頼書記載の入金口座に入金します。
- (2) 当社は、上記記載の内容を遂行するために必要なデータや情報をお互いに授受できるものとします。
- (3) 入金口座を変更する場合、および本契約を解約する場合は、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害等については、当社は責任を負いません。その他、当社の責めによらない事由により生じた損害については、当社は責任を負いません。

以上